

第5回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要

日 時：平成24年1月5日（木）14:00～16:10

場 所：議事堂3階 301委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9人）

事務局：神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、松本

座長：それでは、第5回「歯と口腔の健康づくり推進条例検討会」を開催する。

最初に、前回委員から資料請求があった歯と口腔の健康づくりに関する他県の基本計画について、宮城県等の計画を準備した。また、責務と役割の違いの考え方について資料を準備した。さらに、知事が基本計画を定め、かつ、その計画の策定に当たり議決を要するとされている三重県条例の例を用意したので、事務局から説明をさせる。

事務局：議会が条例に基づいて議決を求めることとなる計画については、参考に「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」と「静岡県歯科保健計画」を用意した。

次に、責務と役割の違いについて、「責務」とした場合は、行政責任を表し、訓示的な宣伝規定で用いられるのに対し、「役割」とした場合は、それぞれに割り当てられた役目という緩やかな表現に留まることになると考えられる。

また条文の見出しについては、条例の規定内容を左右するものではなく、規範的な意味を持たないとの説明もある。よって、見出しが責務となるか役割にするかによって、規定内容が変わるものではないと考えられる。

次に、「知事が基本計画を定め、かつ、計画の策定に当たり議決を要することとされている三重県条例の例」ということで配付した。

委員：事務局の説明について、何か特に質問があれば発言をお願いしたい。

委員：「責務」の説明にあった「訓示的な宣伝規定」の意味を説明してほしい。

事務局：訓示的な意味で特にその部分に関して重要だということ売りしたいという意味で用いられている。

委員：手元にある条例の検討案は、前回、委員の方々から提出いただいた意見を基に作成したもの。第4回検討会では、目的、基本理念、各主体の役割についてご検討いただいた。本日は、基本的施策からご議論をいただきたい。

検討案について、複数の案が考えられる場合には、A案、B案など、案を併記して、記述上検討が必要な場合には注釈を明記し、参考条文等を記載している。

第5章については、第11条第1項から第10項まで記述している。基本的施策として条立てや項目立てについては、第7項の「災害時の対応」や、第

第8項の「人材育成」について条立てすること、第1項から第10項まで以外に項目を記述することも可能と考えられる。このことについてご意見があれば、ご発言をお願いしたい。

第1項では、条例の対象を「すべての県民」と記述している。第1項のみを記述して、第2項以下は記述しないというシンプルな方法もあるがどうか。

委員：「講じるよう努めるものとする」と「講じるものとする」とではだいぶニュアンスが違う。「努める」を省くわけにはいかないか。

委員：第11条全体が、努力規定だけになっているので、果たしてその努力規定だけでいいのかどうか、全体の中で検討するべきではないか。

第8項以降は、主語が「知事は」になっていて、それまでは「県は」になっているが、この違いは何か。

事務局：「県」というのは、県の組織、大きな組織に当たる。実際に計画を策定するのは知事になるということで分けている。

委員：基本的施策として、努力規定かどうかは後ほどの議論にできればよい。第2項とか第3項が最初の第1項に含まれるかどうか、厳密には含まれるのかもしれないが、これまでの議論で、特に歯科検診を受けることが困難な方だとか、それから地理的に厳しいところの方について、しっかりやろうということが我々の議論の中でも随分重要なポイントとしてこれまで挙げられてきた。そういう意味では、第2項、第3項は残す形で取り組んでいくべきではないか。

委員：では、「努めるものとする」という表現については、全体を見てからにする。また、第1項に含まれるのかもしれないが、第2項については条例の対象者を障がい者等の人的な要因で検診や診療が困難な者として特に記述しており、第3項では地域的な要因で検診や診療が困難な者を記述している。併せてこの当たりについてご意見をいただきたい。

委員：第1項で要るのかどうか。「すべての県民が定期的に歯科検診等を受けることを推進するため」と書くと、ここですべてを書いてしまって、それ以外のライフステージに合ったそれぞれに必要な基本的な施策というものを記述することが大事ではないか。

委員：第1項があるのかどうかという問題について、そのあたりどうか。

委員：第1項の部分を残すということであれば、「努めるものとする」とするのではなくて、ここはやはり「推進するため、必要な施策を講じるものとする」として、第2項以下は、それぞれのステージに分けたところは努力規定のような書き方でもいいという気がする。ここを少し強く書いて、下を努力規定のように書くような方法もあると考えるが、可能なのか。

事務局：埼玉県はそんな感じである。

委員：書くならそういう書き方のほうがきれいではないか。

委員：茨城県の条例第 11 条でそういう形になっている。「県は」とか「すべての県民の」という総体的なもので、そのあと第 1 項から第 8 項まで分かれている例もある。そういう形がいいのではないか。

委員：「次の各号に掲げる事項を推進するものとする」の方が、きれいなような気がするので、それでどうか。

委員：そのやり方ですとした場合、定期歯科検診等を受けるのが困難な方とか地勢的に難しい方とか、そういう方々について特に何らかの対策を講じなければならぬという条項が残るのであれば、そのスタイルでもよい。

委員：では、表現はその方向でいかせていただきたい。

吉川座長：第 2 項で「受けられることができるため」と書いてある。これは「できるよう」ではないか。

委員：「講じるよう」で受ける形になっているから、表現方法を考えないといけない。一つ一つ内容を確認させてもらう。ライフステージを一つ一つ書いていったらどうかという意見をいただいているが、そのまま残すという方法もある。その当たりどうか。

委員：各項の順番は、何か理由があってこういう形になっているのか。

事務局：第 1 項から第 3 項までに関してはその対象となる者という感じで、その後は、はっきりした決まりはない。

委員：まず第 1 項の言葉のある程度整理をしておいた方がいいのではないか。「次に掲げる者を」という時に、その前の冠に「定期検診等」と入れる必要があるのかどうか。歯科検診というのは一つの歯と口腔の健康づくりの中の取り組みだと思うので、そこだけの特出しをする必要はあるのか。

委員：今の委員の意見に対して何か意見はあるか。

委員：「歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施する」ということだけを出して、第 1 項で「定期的に」として歯科検診をしたらよい。その時に「ライフステージ」という言葉が必要なのではないか。「ライフステージに応じて定期的に歯科検診を受けることを推進する」としてみてはいかがか。

委員：第 1 項に「ライフステージ」を入れた「定期検診云々」というふうに、1 行増やせばどうかということか。今の意見に対してどうか。

委員：異論はない。ただし、第 3 条の「県の責務」にその趣旨の内容のものがあるのか。基本的な施策を「次に掲げる事項を実施するものとする」と書く感じがよい。

委員：「効果的な歯科保健対策の推進」という言葉を入れて、推進のために以下の各号に掲げる施策を講じるものとするか。

委員：第3条が非常に広い意味での総合的な施策であり、第11条はその中でも特に基本的にやらなければいけないことを明示しているので、第11条と第3条とは区分されると理解している。

その上で、第1号として「県は、すべての県民がそのライフステージに応じた定期的な歯科検診を受けることを推進する」という言い方にしていくのは、まとまっていていいと受け止めている。

二つの話が混ざってしまったので、第11条第1項に「すべての県民の歯と口腔の効果的な健康づくりを推進する」でもいいし、「効果的な歯科保健対策」という言葉を生かす方法があってもよい。うまく皆さんの意見をミックスできればいいのではないか。

委員：第11条の第1項は、基本的に他の第2項以降とは別物、並列して提示されていると理解していた。第1項は定期検診で、第2項は障がい者、介護を必要とする方達に対する施策、第3項は中山間地域等というふうに並列にしてある。この定期検診自体を第1項から外すのであれば、また別立てで定期検診は起こす必要があると考える。

委員：では、第2項以降に進めていきたい。

委員：「経済的な困窮者」の所に波線が引いてあるのは、なぜか。

事務局：これは、他の障害者や介護を要する者とは異質のものであり、検討が要するのかということで、参考に線を引かせていただいた。

委員：第2項の「定期的に歯科検診や診療を受けることができるため」と第3項の「歯と口腔に関する保健医療サービスの確保」と表現は違うが一緒のことでよいか。

事務局：特に中山間地域に関しては、地域的な問題で「保健医療サービスの確保」という意味合いで、山の中でもそのような場が設定されるということで表現の方法が違っている。

委員：当初、第2項と第3項とは一緒の文章にしていたが、個人のことと地域のことを一緒にするのはどうかという意見もあり、別に項目を設けた経緯がある。

委員：そうすると第3項は、場所的に山間地域などで診療する場所を置かないといけないという意味で、第2項は、場所はあるが、障がい者や介護を必要とする人の条件を作らないといけないという理解でよいか。

事務局：機会をきちんと確保することと、場を確保するという意味合いである。

委員：そうすると、「経済的な困窮者」はまた違う条件ということになるのではないか。これは場所を作るわけでもなく、診療所の中にそういう条件を作るわけでもない。経済的な困窮者に機会を与えるのは、また違う条件を作るということになり、第2項には入らないのではないか。

委員：障がい者の方、介護を必要とする方、経済的な困窮者は、定期的に検診や診療を受けることの困難な者という一括りで素直に受け止めた。その違いを感じていなかったのも、逆に経済的な困窮者に対する条件はどのようなものがあるのか。もちろん、要介護者・障がい者とは、対策の中身としては違うが、持っていかなければならない方向は一緒という意味であまり違和感はなかった。もう少し分けるべきという説明をしていただきたい。

委員：「経済的な困窮者」で感じるのが、医療保険の制度であったり、金銭的な受給であったり、この条例の中に入れることに馴染むのかどうかという気がする。

委員：対策の中身が違うという認識をしているが、困難者が定期的に歯科検診や診療を受けられるよう必要な施策を講じることを求めること自体は一緒だと考える。経済的困窮者をここで別出する必要もなければ、いわゆる定期的な歯科検診等を受けることが困難な者の中に入れてしまっても問題ないと考える。

委員：それを理解させてもらおうと、第2項と第3項とは一緒でよい。

委員：第3項は、空間的な意味で「ない」というところに対するサービスの確保という意味で、第2項は、あっても行けない方に対してどうするのかという意味となり、空間的というよりも機能的な部分でのサポートをどうするのかという意味で、違うと理解していた。

委員：場所を確保するのが第3項、場所はあっても障がい者が行きやすい条件をその診療所の中で取るのが第2項で、それがあってもお金がない人が行けないのが生活困窮者だとすると、第2項、第3項の条件が揃っていても、経済的困窮者は行きにくいのではないか。

委員：診療所へのアクセスをどうするのかという意味においては、近くにあるけれどもなかなか行けないという方と、近くになくてそのサービスを確保するために、例えば巡回検診車を県で確保するやり方と、まったく意味合いが違うので、第2項、第3項は違うというところは、多分一致したと思う。第2項の中で、歯科診療所の中の条件をどう整えるかのみならず、そこへのアクセスもどうするのかということも含めていけば、アクセスのための必要条件としての、介護を要する方をどう運ぶかということ、経済的な困窮者がアクセスしやすいために資金的な支援として社協の何らかの貸付金を行うとか、目指すべきところは、今ある診療所に行っていただく形からすれば同じではないか。

委員：今の考え方に私は近いが、この経済的な困窮者は定義がちょっと分からない。多分無料にするとか何かあるのだろうが、この条例を決めて、ノルマになった時にいろんな議論が出るような気がしているので、委員として押さえて

おいた方よい。

委員：障がい者、要介護、そして経済的困窮者は、自ら検診を受けに行きにくい人である。妊産婦は自分で行ける。自分から行ける人と、促さないと行けない人というような扱い分けにすればよいのではないか。

委員：経済的困窮者について、東紀州地区にはそういう方がすごく多い。歯科医院に行くとお金がかかり、支払わなければいけないので行かないという人が多いことが、東紀州地区においてむし歯が増えている理由ではないか。やはり、三重県には必要な言葉である。

委員：第2項に並列して入れてもいいと。

委員：自分から促さないと行かないところの部類に入ってよい。

委員：障がいをお持ちの方と介護が必要な方は分けたほうがよい。基本的施策に書くことで、具体的な施策を求める条文になってくる。介護保険の分野と障害者自立支援法とで違ってくる。

障がいをお持ちの方が受診できる歯科センターは四日市と津の2ヵ所しかない。予約が1ヵ月待ち状態等と聞く。介護の方は、施設であったり在宅であったり、受ける機会というのは逆に作ろうと思えばあるという気がする。これは施策をどうしていくかということで、問題点が違ってくる。そこは分けた方がいいのではないか。

それと、経済的困窮者のところで、地域的に受けたくても受けられないということでいけば、先ほどの介護保険法や自立支援法とは別で考えるのであれば、中山間地域ということと経済的困窮者というのは一緒の項目の中に入れるのも考えられるのではないか。経済的困窮者だけを一つ取り出すとなると、非常に条文の作り方が難しい。

委員：障がい者と要介護者とを分けるとなると、なおさら経済的困窮者は分けられないといけない。

委員：分け出すともう切りがない。

さまざまな条件がある中で、そういう人たちが歯科医療に対するアクセスのしやすさを施策として講じていくべきではないか。

「経済的な困窮者」の定義がどうか。他県の条例を見ていくと、特に配慮の必要な方に関してという表現をしている例があるので、それも一度検討して見る必要がある。その他の配慮が必要な方々ということで、ある意味指定してしまうのもどうか。

委員：波線を削除するという意味に取れるが、それでよいか。

委員：少し意味が薄れてしまうが、経済的困窮者という定義が不明確な気がする。

委員：細かく分けすぎるのも分かりにくい。整理として、ライフステージに応

じて定期的にしっかり検診が受けられるようにすることが一つある。それにもかわらず障がい者や要介護者に対しては、これから施策の強化が必要だということで一つ項目を起こした。あと地理的な条件で課題があるということでもう一つ項目を起こした。確かに経済的困窮者にはいろいろな議論があるが、あまり定義として書くと難しい。この条例に基づいて何か施策をしていく中で、そこでもう一回戸惑うようなことを条文で書くということはどうか。

委員：波線の部分を逆に取ることによって、第2項でも第3項でも対応できるかもしれない。

委員：取っても、今言われた内容は十分読み取れる内容になっているという解釈でいいのではないか。

委員：条文というのは法令の文章のため、我々がいなくなっても、他の人が見て分かるような形で残すべきであり、曖昧な表現は止めるべきだという意見に賛成である。

例えば逐条解説などの中に、経済的に行くのが困難な方というのを盛り込んでもらえれば、それで意図は十分通じるので、そういう意味では、「経済的な困窮者」という言葉を条文の中に残すことはあまりよろしくないという意見に私も賛成である。

委員：基本計画を議論していく時に、こういうことが盛り込まれているかどうかを議会として判断していくべきではないか。

委員：それでは、第2項の部分から波線の部分だけ削除した形の原案でいき、整理をして素案を作らせていただくということでよいか。

では、次に第4項のフッ化物洗口について、フッ化物洗口を記述するかどうか、どのような記述にするのかについて意見をいただきたい。

A案では「フッ化物洗口の推進など科学的な根拠に基づく」という旨を記述し、特にフッ化物洗口を積極的に進める案として記述している。B案では、フッ化物洗口の他にブラッシング指導や緑茶うがいの強化など、歯科疾患の予防についてブラッシング指導など広い対応を行う案として記述している。

C案では、「フッ化物洗口を市町等の各実施主体が行う場合に助言を行う」と記述し、実施主体の求めに応じて助言を行う案を記述している。

以上、3案を記載させていただいている。このうち、例えばB案とC案とを合わせて記述する方法もある。

委員：フッ化物洗口について、フッ化物洗口をやったことがなく、現場を見たこともない。どのようなものが教えていただけないか。

事務局：フッ化物は歯の石灰化だとか虫歯の予防に重要な役割を果たしており、フッ化物溶液の中にフッ化物イオンが作用して歯の歯質を強化するというこ

とと、口腔内での酸の再生が抑制されることによって虫歯を予防する作用があるとされている。フッ化物洗口は、フッ素の液を入れてうがいをするということだと考えている。

委員：色とか味とか刺激とかはどのようなものか。

事務局：それはよく分からない。

委員：多分、フッ化ナトリウムという物質を希釈し薄めたものでうがいをする。

おそらく匂いとか味とかがしない程度には希釈はされていると思う。フッ化ナトリウム自体は劇物であり、血液が固まらないようにするために使ったりする試薬であるが、もちろん、危険ではない程度まで薄めると思う。それがフッ化物洗口であり、フッ素塗布は、歯科医師が歯に塗るもので、濃度的には多分濃いものを塗るというものだと思う。

委員：では、A案、B案、C案について検討に入りたい。

委員：ここがこの条例の議論が分かれるところ。この検討会としてフッ化物洗口を実施していく方向に誘導するのか、一般論的にう蝕対策をするという範囲でいくのか方針を固めていただければ。

私自身の意見は、A案であるが、具体的にここまで書かずに、A案の2行目で「中学校その他の学校におけるう蝕予防対策の普及（フッ化物洗口等科学的根拠に基づくもの）」と書いたらどうかと考える。

ちなみに第4項のC案については「する場合は」と例外的に書いてあるので、条項を満足させる案としては不十分な感じがする。

委員：フッ化物洗口の推進によって虫歯が減るという成果が大きく出ているため、これは必ず入れるべきであると考えている。この案で言うとA案に賛成である。

委員：賛否の表明みたいになっているが、私も第4項はA案にしたい。フッ化物洗口については厚生労働省も認めている。各都道府県に対してガイドライン等も既に出されている。

ただし、保護者や学校関係者によっては心配をされる。科学的に大丈夫と言っているけど、どのような薬であっても心配だという方もいる。私が出した案では、A案とC案と両方書いていた。フッ化物洗口は効果も現れているし、実際に他県でも早いところは進められている。

ただし、それをやる場合には、C案の中に書いてあるように、学校教育関係者の方々と保護者の方々の理解と協力も必要になってくる。そういったものにしっかりと県等もサポートしていくといくことが大切である。

委員：フッ素の効能、有用性について、一定はあると判断している。これを学校の中でやると、やはり保健教育の中でやるべきものかどうかというところも一つ考える必要があるのではないかと。一方で副作用があるのも事実。予防

接種が義務化されていないのと同様に、学校の中で一律的にやるべきかどうか少し慎重な検討を要するのではないか。

条文ではC案になるのかなど。教育の主体は各市町教育委員会という形があるので、それぞれの市町教育委員会がどう考えるのかということもある程度は我々も分かった上で判断しなければならない。

委員：副作用と言い出したら、どの薬も使えなくなってくる。市町の教育委員会の考えもよく分かる。しかし、県内では進んでいないということが、乳幼児、子どもたちの虫歯の本数に影響しており、フッ化物洗口が効果的な取り組みであるということは、ある程度社会的認識もあるのではないか。

三重県として大目的である県民の方々の歯と口腔の健康づくり、虫歯のあるものを少なくしていく。今後、予防を県全体として県民も一緒になってやっていかないといけない。教育委員会がどのように思っているか聞く機会が必要と考える。

委員：現場の方とこのことについて意見交換をしたことが2度ほどある。その時に一人の方は、安全なのであれば、フッ化物洗口したほうが楽との意見がある。ブラッシング指導の方が大変だと話していた。

もう一人の方は、フッ化物の毒性が非常に恐いと話していた。フッ化物をどういうふうに学校の中で保管しておくのか。それと経費の問題がある。冷暖房もできるだけ止めようと。経費を節減しようとしている中で、結構費用がかかると聞いている。学校現場の方も賛否両論ある。教育委員会が、現在の財政状況の中どのように考えるのか、今の学校現場で体制が整っているのかどうかということも、ヒアリングさせていただく必要もある。

委員：A案とC案の合わせ技というところがまさに必要と感じる。罹患率の高い状況を考えれば、フッ化物洗口という、少なくとも他県でも成果が出ているものについて推進していく立場に我々は立つべきではないか。

財政的な面、人的な面などの必要な取り組みを促していくのも、我々の責務ではないか。A案だけではちょっと心もとない。C案との合わせ技というのに賛成の立場である。一度、現場の意見というのも聞かせていただければありがたい。

お金がない、人がいないというのは、やはり子どもたちの立場に立っていない話。A案とC案の合わせ技でどうか。

委員：歯と口腔でありながら、フッ化物洗口と歯だけを対象にしているのはいかなるものか。本当はブラッシングとフッ化物洗口の両方をするのが歯科医師の立場からは求められるところではないか。

歯周病も含めて口腔全体の衛生に効果があるものなのか、そのあたりの知識がないため、そのあたりを知りたい。他県は、フッ素洗口だけなのか、ブラッ

シングも合わせているのか、ブラッシングだけでもやっているところもあるのか、そのあたりを少しお聞きしたい。

委員：私は、Bに書いてあるブラッシング指導や緑茶うがいを書いた。ブラッシング指導やフッ化物洗口だけに特化すればいいという議論はどうかと考える。条例としてはやはり子どもたちの健康な歯を守るために効果があると言われているものについて推進していく書き方がよい。

緑茶については、もう一度検証してみないと分からないが、三重県独自のものである。茶業組合から話を聞いた時には、これは効果があるとの話であった。AとCとの合わせ技でも結構だが、科学的根拠があれば推進していく意味合いでB案について申し上げた。

委員：生涯を通した子どもたちの健康づくりということを考えると、フッ化物洗口ではなくて、ブラッシングで歯磨きをしようということになる。その習慣、その学習を健康教育の中でしていくと。

プラス というところでフッ化物洗口があるのではないか。健康教育という観点で、基本はブラッシングであるとか、食教育とかすべて係わって、食の問題で、生活習慣の問題である。

委員：入れるべきなのは、県民の責務や自己責任である。まさに教育がないとできないので、抜いてはいけない。

委員：「フッ化物洗口」と書くことを否定はしないが、それだけで解決するというような形にせず、もう少し幅広く書く中にフッ素が入っているという形の方がよい。

委員：認識の不一致があるというのも一つの理由。また、時間がないということも教育現場でできない理由の一つになっている。教員も忙しい。今まさしく三重県が条例を作り、子どもたちの健康を守っていくという意味においては、大変重要な取り組みであると思うので、ぜひ教育関係者の方々の理解もしていただいていると認識している。

委員：フッ化物洗口自体に対する抵抗を書くこと自体がいけないのは、極端な意見である。我々も歯科医師からの聴き取り等をして、今の、子どもたちの歯の現状を見た時に、入れるか入れないかという議論は、入れる方向でそんなに反対はないと考えている。

A案に加えてC案も少し足すような形の文章にするのか、ブラッシング指導や緑茶などを入れるのか、という議論なので、一度教育関係者の意見を聞いた上で、文言としてフッ化物洗口だけにとらわれず判断をして決めたらどうか。

委員：私も緑茶うがいのあるB案がよい。幼児、児童、生徒が「自ら」というのが大事なので、本当は家でしつけの中でやってもらわないといけない。で

きていないところを何とか学校の中で教員に頑張ってもらいたいという思いがある。

委員：私も緑茶うがいは推進している。歯科医師の友人がおり、うがい薬をくれと言ったら、緑の容器に入ったお茶の成分が入ったうがい薬をくれた。科学的根拠があるとその時に聞いた。

委員：参考人に、科学的な根拠を含めた現場の意見を報告いただくという形で、次回、参考人を招致することによろしいか。

県の教育委員会は、三重県全体の現場を知っている立場で呼びたいと考える。

それ以外に、こういう専門的な参考人を呼んだ方がよいとの意見はあるか。

委員：もし可能であれば、フッ化物洗口を実施している市町で、特に保育所なり幼稚園なりの意見を聞けるとありがたい。「三重の歯科保健」に実施状況が載っている。実施している市町の中から話を聞ければありがたい。

委員：他の委員からも「フッ化物洗口とは一体何か」という話もあったので、実際、実施してもらっているところで可能ならば、お願いしたい。

委員：日程が合えば、もう一度、歯科医師会に同席いただいて、この議論に対して尋ねた方がいいのではないか。

委員：いろいろ議論が煮詰まってきたので、この機会に歯科医師会も呼ぶことにしたい。

委員：別に緑茶うがいを反対するものでも何でもないが、科学的根拠の有無についてもう少し何か補足できる情報があればありがたい。

委員：愛知県の健康福祉部が出した、『フッ化物洗口実践集』を見ると、「お茶や紅茶で洗口すると効果がありますか？」という問いに対して、「お茶による洗口で虫歯予防効果があったとの報告はありません。ただし、お茶をよく飲んでいる子どもに虫歯が少ないという報告はあります。お茶には 0.1～0.7ppm のフッ化物が含まれています。また、お茶に含まれるカテキンの作用によって、虫歯菌の発育を抑えるなど、ガン予防の効果もあるとされています」との回答がされている。

委員：では、次にいかせてもらってよろしいか。第5項の児童虐待について意見をお願いしたい。

委員：私は異存ない。

委員：他の方はどうか。項目として上げるということについては、よろしいか。細かい表現について意見はあるか。

委員：私もこの項目を入れるべきと考える。ただし、努力規定でいいのか。他の並びで検討できれば。ただ、ここは児童虐待防止法第5条に基づくので、県の取組が法律上、努力規定であるならば、「努めるものとする」という表現で留めるしかない。

事務局：児童虐待防止法に関する法律第 5 条には、「児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」、「地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない」とされている。

委員：主語は誰か。

事務局：条文の規定では、「学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の教員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」となっている。

これらの者は、「前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自律の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」学校及び児童福祉施設は、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育または啓発に努めなければならない。」と規定されている。

委員：その中には、「地方公共団体は、努めなければならない」という文言はないため、「地方公共団体は、しなければならない」という規定をおいても、別に法令上は問題ないか。

事務局：ないと考える。

委員：それを踏まえて議論したい。

委員：次に、第 6 項の成人期における歯周病の予防について、意見をいただきたい。

委員：県が何を進めるといえるかが非常に曖昧で、やることの内容が分からない。

委員：成人期、とりわけ 20 歳代から対策を講じていく必要があるのではないかと。こういう一項目を起こすことについては賛成である。

委員：歯周病対策は非常に重要になってくる。歯周病によって食えることができなくなるなど全身の健康にも影響していく。成人期においては、特に歯周病について気を付けていかなければならない。成人期の一つの大きな問題として、前回の参考人招致等でも歯周病疾患患者の増加を大きく言われていた。予防対策はしっかり行っていくべきであるのでこの一文は大事。

委員：この内容だけだとそこがイメージできない。

委員：第 10 条のところで、事業者と保険者の役割を規定している。県として、事業者に対して雇用者の歯科検診の取組を促すとかそういうことか。県が実施主体として成人期の歯科検診を行うのは、現実的ではない。これは保険者に対して呼びかけをもっと強化してもらおうということになるか。今後、この基本計画を策定して実施していく中で盛り込むことになるのかもかもしれない。

委員：では、次に第 7 項であるが、災害時における歯科医療について、意見をいただきたい。

委員：これは災害時だけのことしか書かれていないがどうなのかという思いがある。「市町と関係機関と連携し、県民の歯科保健医療対策」と書いてあるが、観光地も抱えている県であり、災害時には県民か県民でないかということあまり大きな違いではないので、ここはもっと違う表現にできないか。例えば「被災者」という大きな言葉にできないかを検討していただきたい。また、冒頭に申し上げたように、平常時における取り組みということも、本当はここに書かれることではない。具体的には市町とか関係機関と連携を図って、災害支援のコーディネーターを育成したり、口腔ケア用品の備蓄をしたり、災害対応訓練を実施するという点について、検討をお願いしたい。

委員：第7項の内容を濃くするという点でよろしいか。条立てするところまでは必要ないか。

委員：条立てするのも悩ましい。そこは第7項第1号、第2号でかまわない。

委員：平常時、それから災害時と両方挙げるべきではないかという話についてどうか。

委員：今言われたとおり、平常時のことも入れていただき、一つの文章でまとめて書いてもらう方向でお願いしたい。

委員：そういう希望が出たので、そうさせてもらう。

では、次に第8項の人材育成について。これも今まで意見をいただいているところであるが、これも条立てする可能性があると思いつながり提案しているが、よろしいか。

委員：人材育成や確保が大変重要であると考えている。「知事」としたのは何か理由があるのか教えてほしい。

事務局：この議会自体も県であり、そういうところはどうなのかということでも悩ましいところがあり、「知事は」とした。検討いただきたい。

委員：県と知事との違いがよく分からない。もう一回、説明してもらいたい。

事務局：県というのは、執行機関としての知事、それから教育委員会、議会や警察などの総体としての「県」としている。県の施策の具体的な実施主体、すなわち執行機関の総括者という意味で「知事」としている。

委員：「知事は」とすると責任が明確になるということか。

事務局：そうである。

委員：私の受けているイメージの整理でいくと、例えば人材育成、調査研究や、基本計画を作る、審議会を設けるといった施策を推進していく前段階のものについては、「知事」が主語という整理をしたがどうか。

事務局：委員の言う形で他府県でも整理している。

委員：具体的に進めていくのは県である。その前段階が、進めていくに当たっての計画を作ったり、何とかしたりするのは「知事」が主語となっている。

そういう意味で言うと、ここは「知事」が主語というイメージ。人を育てるという意味では、これは広い意味で県庁内の職員を育てることも入るかも分からないし、外部の人を育てるという施策だけで言うなら「県」が主語でもよいかも分からないが、庁内の人材育成を含むとすれば、主語はやっぱり「知事」の方がいいという気はする。

委員：そうなった場合、ここの人材育成をする主体として、知事部局に属するところ以外の、教育委員会等が入らなくなるので、それでいいのかどうかという議論は必要である。

基本的に、計画を作るか、計画を評価する時にだけ「知事」という言葉を使うのが前提であって、広く「県」とするべきだとずっと考えてきていたので、第8項、第9項、第10項とも、「知事」としているが、「県」の方がいいのではないか。

委員：教育委員会は知事部局とは別だということで、「知事」で書くと限られることとなる。

委員：必要な人材というのは幅広い。やはり、県のいろいろな組織に係わってくる問題。「県」の方がより適切ではないか。

委員：行政を執行する機関としての県と、その機関を代表する知事との違いを考えた方が、整理が付きやすい。そこでもう一度整理していただいたらどうか。

委員：知事と県の違いは、いろんな場面で意思決定をする知事という選挙で選ばれた人がいて、それを決まったことに沿って執行していくのが県で、この条例は、もうこれが議決されたら決まったこととしてやっていくという意味では、知事ではなくて県であると、そのように理解をしたい。

委員：他県の例で今回は「知事」と出したが、整理させていただくということをお願いしたい。

では、次に第9項はどうか。調査研究についてご意見があれば、よろしいか。

では、次、第10項のその他。これもよろしいか。

では、第6章。A案、B案がある。第12条のA案では、包括的な条文を記述したものに留めた案にしている。B案では、森林づくり条例の記載にならない、第2項以下で計画の個別事項等を記載した案である。このことについて意見をお願いしたい。

委員：私はA案でもB案でもかまわない。大きな違いとして、B案には議会に報告するということが入っている。これを入れるか入れないか。それから、変更する場合の規定をどうするのか。また、A案については公衆衛生審議会の意見を聞くだけに留まっているので、他県でもあるように広く県民の意見

をというふうを書くのかどうか。当然、広く県民の意見を聞くべきだという意見は、多分皆さんも同意されると思うので、ポイントとしては、変更する場合も議決を要するのか、議会に対して毎年報告を求めるのか、ここは議論するところと考える。

委員：今の報告や変更については、いかがか。B案を基本に議論をするということではどうか。

委員：議会への毎年の報告も大事。

委員：変更の手続きについてはどうか。

委員：他県では、計画変更についても議決とするものがあるが、その辺りは、県との信頼関係の下で、特に規定しなくてもいい。

委員：素案に残すのは、B案とする。

では次、第7章の第13条、調査評価について。実態調査をおおよそ5年ごとに行う旨を記載するが、このことについて意見をいただきたい。

委員：第11条第9号に「定期的な調査研究を行う」とある。第13条に、歯科疾患の罹患状況の調査ということになっている。どう整理したらいいのか。

委員：書いてある中身は、第11条第9号は、施策的なところの状況調査で、第13条は罹患状況であり、毎年行うものではない。概ね5年という形である。調査の中身そのものは違う形で書いてある。

委員：重複しないように上手に表記したい。

委員：第13条はよろしいか。第1項と第2項とあるが、そちらもよろしいか。では、第14条についてはいかがか。

委員：ここについて、他の条例もみな財政措置で終わっているが、これから財政上厳しいのは当たり前なので、「財政措置等」にして、「必要な財政上の措置並びに人員の配置を講ずるよう」と、「人員の配置」を明確に謳ってはどうか。

委員：第14条について「人員の配置」を追加することで、よろしいか。

委員：見出しとしては「財政措置等」としていただいて、第14条の文言としては「必要な財政上の措置並びに人員の配置を講ずるよう努める」としてはどうか。

委員：この意見についていかがか。賛成でよろしいか。

では、第9章、その他について。第15条になるが、その他のうち、いい歯の日及び8020推進週間を規定することについて、いろいろ意見があったが、最大公約数を取り、週間にしたがいかがか。

委員：11月はいろんな月間が重なっている。産業振興月間や児童虐待防止月間もある。いろいろ重なってきているので、どんな月間があるのか調べてもらいたい。

また、国や全国の歯科医師会が進めている歯と口腔の健康づくりに関しての期間は何かの確認した上で、もう一度議論させてほしい。

委員：6月の虫歯予防デーの時でもいいという意見もあったが、とりあえずたたき台で出させてもらった。一度全国的なところも含めて調査したい。

委員：これを1週間としたのは何か目的や理由があるのか。

委員：月間は似たようなものがあるから、1週間でどうかとこの案にした。

委員：どのように啓発していくのかも考えていくことになる。認知度を高めるための広報として1週間が妥当なのか、1週間の根拠を教えてください。

委員：中身も含めて期間を決めていき、これから検討を加えていくという意見をいただいた。あと、よろしいか。

委員：どんなことを啓発事業としてやっていくのか。これまでやっている啓発事業というのはあまり感心しないところがある。ティッシュを配って何が啓発なのかと思うところがある。歯の健康について、この1週間、1ヵ月やったからといってどうなるものではない。1年中、一生の間、習慣づけないといけないのに、1週間ティッシュを配って、のぼりを立てるだけではよくないとずっと思っていた。

委員：続きは1月16日月曜日午後1時から開催をしたい。

今回は、学校現場での歯科検診等の状況について、教育委員会担当室からご説明をいただき、それ以外にも先ほど各委員から言われた方々が可能ならば、呼びをして意見をいただきたい。素案としてほぼ作り上げられるのかなと思う。それで、各党派の中での議論を大事にしていきたい。本日は、閉会とさせていただきます。

(終了)